

加西市は、子育て支援の観点から、国保加入世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、令和2年度より、兵庫県内で初めて、高校3年生までの児童の国民健康保険税の均等割額の全額を減免します。

■減免制度の概要

●**対象者**／0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

●**減免額**／児童1人につき、下記の均等割額の全額

軽減無世帯：36,000円 2割軽減世帯：28,800円
5割軽減世帯：18,000円 7割軽減世帯：10,800円

※国保加入者に一定以上の所得があることにより、算定した税額から減免分を控除しても、課税限度額（令和2年度は99万円）を超える場合は、減免が適用されず、課税限度額が税額となります。

●**申請方法**／減免の申請手続きは必要ありません。

■具体例

例1）40代夫婦、児童2人、夫の給与収入500万円（所得346万円）の場合【軽減無世帯】

減免前	児童2人の均等割額（減免額）	減免後
607,600円	72,000円	535,600円

例2）30代母親、児童2人、母親の所得0円の場合【7割軽減世帯】

減免前	児童2人の均等割額（減免額）	減免後
42,600円	21,600円	21,000円

■実施理由

社会保険の場合、被扶養者が増えても保険料はそのままですが、国保の場合、収入0円の児童が加入しても、加入者が1人増えるごとに均等割が加算される制度となっており、全国市長会等が国に改善を求めています。そこで、加西市が独自に減免を実施し、国保加入世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るものです。

国民健康保険の加入・脱退の手続きはお早めに

問合先／国保医療課 ☎42-8721
fax42-1792 kokuho@city.kasai.lg.jp

下表の「こんなとき」に該当する場合は、早めに届け出をしてください。手続きには印鑑が必要です。

退職により職場の健康保険の資格を喪失しても、退職前の健康保険に引き続き加入（任意継続）できる場合があります。手続きや保険料など、加入していた健康保険へご相談ください。また、解雇や倒産などの理由で失業となった場合は、保険税が軽減されることがあります。申請には、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証が必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入してきた	転出証明書
	退職等により職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	
	子どもが生まれた	出生証明書、母子健康手帳
国保を脱退	他の市町村へ転出する	保険証
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になった	
	国保加入者が死亡した	保険証
その他	住所・氏名・世帯主が変わった、世帯を合わせた・分けた	保険証
	保険証をなくした、汚れて使えなくなった（再発行）	運転免許証などの本人確認書類
	就学のため、子どもが市外に転出した	保険証、在学証明書

中野地区地区計画区域内に賃貸共同住宅等の建設を促進し、同地区の良好な住環境の保全と向上を図り地域核としての役割を強化する事を目的として、以下の補助制度を制定します。

■住宅建築のための土地の売却に補助します

●補助対象者

次の①～③のいずれかに該当する第三者に対し、中野地区地区計画区域内の土地を売却した土地の所有者（売却日：R2.4/1～R7.3/31）

- ①定住を目的として一戸建て住宅を建築しようとする者
- ②賃貸共同住宅の建築を行おうとする者
- ③住宅分譲地の整備を行おうとする者

●補助金額／長期譲渡所得金額の3%（上限100万円）

■賃貸共同住宅の建築に補助します

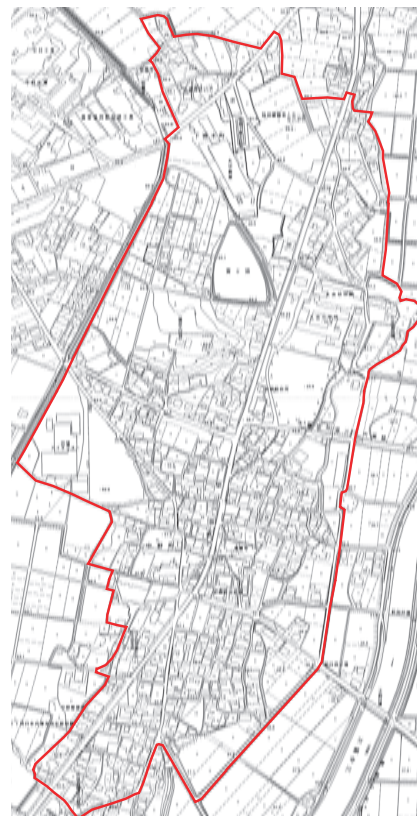
●補助対象者／中野地区地区計画区域内に賃貸共同住宅を建築（R2.4/1～R8.3/31）し、その所有者となる者

●対象となる住宅（次の全てを満たす）

- ・建築基準法における建築確認をR2.4/1～R7.3/31に受けていること
- ・R8.3/31までに完成していること
- ・所有者の関係者以外も入居可能な住宅（社宅、自己、自己の親族のみが入居される住宅は該当しません）

●補助金額および交付期間

該当する建物の固定資産税および都市計画税相当額（新築軽減適用後の税額）を課税される年から5年間



中野地区地区計画の区域（赤線内部）

勤労者住宅資金融資のご案内

加西市では、勤労者を対象に、住宅の建築・購入・増改築などに必要な資金融資のあっせんを行っています。

●融資の内容

対象	住宅の建築・購入・増改築
限度額	2,000万円以内
期間	35年以内
利率	固定金利型 年1.85%（4月1日～） ※ただし資金交付時の金利を適用
取扱金融機関	近畿労働金庫北播支店

●対象者（①～⑤の全てに該当する方）

- ①市内に1年以上居住している勤労者（事業主や家族従業員は除く）で、同一事業所に1年以上勤務している方。または、市外在住の勤労者で、同一事業所に3年以上勤務している方
- ②市内に自己の住宅を建築・購入・増改築しようとする方
- ③年齢が20歳以上60歳未満の方（ただし、完済時に76歳未満の方）
- ④市税等を滞納していない方
- ⑤取扱金融機関の指定する保証期間の保証が受けられる方